

旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

昭和48年1月5日

条例第9号

(目的)

**第1条** この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の附置及び管理について必要なことを定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例における用語の定義は、法の例による。

(適用地域及び地区)

**第3条** この条例を適用する地域及び地区は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場整備地区、商業地域及び近隣商業地域（以下「整備地区等」という。）
- (2) 商業地域及び近隣商業地域に接する1,000メートル以内の地域内で、市長が別に定める地区（以下「周辺地区」という。）
- (3) 整備地区等及び周辺地区以外の都市計画区域内であつて、自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で、市長が別に定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

**第4条** 別表第1アの項に掲げる地域又は地区内において、同表イの項に掲げる規模の建築物を新築しようとする者は、同表ウの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表エの項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない建築物にあつては、当該合計した数値に同表オの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の全部を特定用途以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物であつて、特に市長が認めたものについては、この限りでない。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

**第5条** 別表第2アの項に掲げる地域又は地区内において、同表イの項に掲げる規模の建築物を新築しようとする者は、同表ウの項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表エの項に掲

げる面積で除して得た数値を合計した数値（延べ面積が6,000平方メートルに満たない建築物にあつては、当該合計した数値に同表オの項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートルを下回る場合又は荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力がある措置がなされていると市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

（建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置）

**第6条** 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により、特定部分の面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該増築又は用途の変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、当該増築又は用途の変更前において附置しなければならないとされていた駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、前項の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数からその上回っている分の駐車台数を減ずることができる。

（建築物が地域又は地区の内外にわたる場合）

**第7条** 建築物の敷地が、この条例で制限を受ける地域、地区又は制限を受けない区域のいずれかの2以上にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地域、地区又は区域に当該建築物があるものとみなして、この条例の規定を適用する。

（駐車施設の規模及び構造）

**第8条** 第4条及び第6条の規定により附置する駐車施設は、自動車の駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅2.30メートル以上、奥行5.00メートル以上とし、かつ、幅5.50メートル（一方通行の車路にあつては3.50メートル（車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分にあつては2.75メートル））以上の車路により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路のうち、幅

員6メートル以上のものに通じているものとしなければならない。この場合において、当該駐車施設の駐車台数のうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設とするものとし、当該自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅3.50メートル以上、奥行5.00メートル以上としなければならない。ただし、増築又は用途の変更に係る建築物で、当該増築又は用途の変更の際現に本項に規定する規模の車いす利用者のための駐車施設が設けられているものについては、この限りでない。

- 2 第5条及び第6条の規定により附置する荷さばきのための駐車施設は、自動車の駐車のために供する部分の規模を駐車台数1台につき、幅3.00メートル以上、奥行7.70メートル以上、はり下の高さ3.00メートル以上とし、かつ、幅5.50メートル（一方通行の車路にあつては3.50メートル（車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行のために供しない部分については2.75メートル））以上の車路により、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路のうち、幅員6メートル以上のものに通じているものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- 3 前2項に規定する駐車のために供する部分と車路は、明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を1台ごとに明示しなければならない。
- 4 第1項及び第3項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車が有効に駐車し、かつ、出入することができるものと市長が認めるものについては、適用しない。

（駐車施設の附置の特例）

**第9条** 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべきものが、当該建築物の構造若しくは敷地の状態により特にやむを得ないと認められる場合又は交通の安全及び円滑化若しくは土地の有効な利用に資すると認められる場合は、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。

- 2 前項の規定により附置される駐車施設の構造及び設備は、法第11条に規定する基準に適合していなければならない。ただし、当該建築物の敷地の周辺状況から市長がやむを得ないと認められた場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定により駐車施設を設けようとするものは、当該駐車施設の位置、規模、構造等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合もまた同様とする。
- 4 第1項の規定により附置される駐車施設の出入口又は見やすい場所に当該建築物の名称その他必要な事項を表示しなければならない。

(届出)

**第 10 条** この条例の規定により駐車施設を附置すべきものは、駐車施設の位置、規模、構造等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も又同様とする。

(適用の除外)

**第 11 条** 駐車施設を附置すべき建築物の敷地に接するすべての道路又は空地が次の各号の一に該当するときは、この条例の規定は適用しない。

(1) 歩行者専用道路

(2) 公園、河川又はこれらに類する空地

(3) 前各号に類するもので、市長が認めるもの

2 建築基準法第 85 条に規定する仮設建築物を新築、増築又は用途変更をしようとするときは、この条例の規定は、適用しない。

3 この条例の施行後新たに整備地区等に指定された区域又は整備地区等以外から周辺地区及び自動車ふくそう地区に指定された区域内においては、当該地区に指定された日から起算して 6 カ月以内に建築、増築又は用途変更をしようとするものについては、この条例の規定は、適用しない。

(駐車施設の管理)

**第 12 条** 第 4 条から第 6 条まで及び第 9 条の規定により設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設の目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

**第 13 条** 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

**第 14 条** 市長は、第 4 条から第 6 条まで、第 8 条又は第 12 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置、理由その他必要な事項を記載した書面により行なうものとする。

(罰則)

**第 15 条** 前条の規定による市長の命令に従わなかった者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 第 13 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20 万円以下の罰金に処する。

3 第 9 条第 3 項又は第 10 条の規定に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

**第 16 条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の規定を適用する。

(委任)

**第 17 条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例が施行された日から起算して、6 カ月以内に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手した者については、この条例は、適用しない。

附 則 (平成 4 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、平成 4 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 26 日条例第 21 号)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項の改正規定の施行期日は、規則で定める。

(平成 11 年 7 月規則第 53 号で、同 11 年 8 月 1 日から施行)

2 この条例による改正後の旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の規定は、平成 11 年 10 月 1 日以後に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手する者について適用し、同日前に建築物の新築、増築及び用途変更の工事に着手する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日条例第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の次に 1 項を加える改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 9 条第 2 項の規定は、平成 29 年 10 月 1 日以後に新築、増築又は用途変更の工事に着手する建築物に附置される駐車施設について適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する建築物に附置される駐車施設については、なお従前の例による。

（既存建築物に係る駐車施設の規模）

3 施行日において、この条例による改正前の旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 4 条の規定に基づき、建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、当該建築物を新築した場合における改正後の条例第 4 条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、改正前の条例第 4 条の規定にかかわらず、当該建築物に附置しなければならない駐車施設の駐車台数は、現に附置されている駐車施設の駐車台数からその上回っている分の駐車台数を減じた台数とすることができる。

#### 別表第 1

ア	駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区
イ	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に 4 分の 3 を乗じて得たものとの合計が 1,500 平方メートルを超える建築物			特定用途に供する部分の床面積が 2,000 平方メートルを超える建築物
ウ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分	非特定用途に供する部分	特定用途に供する部分
エ	150 平方メートル	200 平方メートル	450 平方メートル	200 平方メートル
オ	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{4 \times \text{イの項に掲げる合計面積} - \text{延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$

#### 備考

- イの項及びウの項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- オの項に掲げる延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

別表第2

ア	駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区
イ	特定用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物			特定用途に供する部分の床面積が3,000平方メートルを超える建築物
ウ	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分
エ	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル
オ	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$

備考

- 1 イの項及びウの項に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 オの項に掲げる延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。